

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2023 年 4 月 21 日

社会福祉法人よいち福祉会 子育て支援拠点「おおきな木」 宛

〒 006-0022

住所

札幌市手稲区手稲本町2条1丁目4-5

電話番号 011-299-2931

評価機関名 サード・アイ合同会社

認証番号 北海道 20-001

代表者氏名 鈴木 正子

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	鈴木正子	総合	第0129号
	(2)	佐藤みどり	総合	第0262号
	(3)	平林ふじ子	福祉医療保健	第0082号
	(4)	百合野潔	総合	第0238号
	(5)			
サービス種別	子育て支援拠点			
事業所名称	おおきな木			
設置者名称	社会福祉法人よいち福祉会			
運営者(指定管理者)名称				
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2022 年 11 月 14 日	～	2023 年 4 月 21 日	
利用者調査実施時期	2023 年 1 月 12 日	～	2023 年 1 月 27 日	
訪問調査日	2023 年 3 月 22 日			
評価合議日	2023 年 4 月 1 日			
評価結果報告日	2023 年 4 月 21 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人よいち福祉会

代表者氏名：亀尾毅

所在地：〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町19丁目1番地2

TEL

0135-22-5350

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点  
別紙による。

◇改善を求められる点  
別紙による。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価をはじめて受審しました。感染症予防の中、短い時間での評価受審となりましたが、もう少し時間をかけることができれば、さらに改善点につながるアドバイスもいただけたと思います。今回の助言や評価をもとに今後改善につなげ、保護者や地域に貢献できる拠点運営を目指したいと考えています。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 5年 1月 28日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人よいち福祉会		
事業所名 (施設名)	地域子育て支援拠点 おおきな木	事業種別	保育所
所在地	〒 048-2405 北海道余市郡仁木町北町1丁目65番地2		
電 話	0135-48-6160		
F A X	0135-48-6177		
E-mail	<a href="mailto:nikihoikuen@fruit.or.jp">nikihoikuen@fruit.or.jp</a>		
U R L	<a href="http://www.fruit.or.jp">http://www.fruit.or.jp</a>		
施設長氏名	細田 正幸		
調査対応ご担当者	細田 正幸 (所属、職名： にき保育園長 )		
利用定員	親子10組	開設年	平成 25 年 12 月 1 日
理念・基本方針： (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談・援助 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て支援に関する講習会等の実施 (5) 地域における公益的な取組			
施設・事業所の特徴的な取組：地域貢献事業として、おおきな木の絵本貸出を仁木町住民を対象に実施している。			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)		週5日 5時間開所 月曜日から金曜日 9:00~12:00 13:00~15:00 (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始は休館)	

**【当該事業に併設して行っている事業】**

(例) ○○事業 (定員○名)

**【利用者の状況に関する事項】（平成5年1月28日現在にてご記入ください）**

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
7名	6名	名	名	2名	2名
5歳児	6歳児	合計			
名	名	17名			

**【職員の状況に関する事項】（令和5年1月28日現在にてご記入ください）**

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	名	1名	名	名	名
	補助職員	介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	1名	名	名
非常勤	1名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名（名）
介護福祉士	1名（名）
保育士	1名（名）
栄養士	名（名）
幼稚園教諭	1名（名）

（非常勤職員の有資格者数は（ ）に記入）

**【施設の状況に関する事項】**

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○子育て支援拠点の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	86.67 m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	0 m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input checked="" type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input checked="" type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和 51 年
(5) 改築年	平成 25 年

**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・平成 \_\_\_\_\_ 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

\_\_\_\_\_ 人

・ボランティアの業務

--

**【実習生の受け入れ】**

・平成 \_\_\_\_\_ 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 \_\_\_\_\_ 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

読みたい絵本や子育てに関する雑誌など直接担当職員が意見を聞き、毎月購入している新刊絵本などに反映している。また玩具の要望や講習会などの意見をもとに購入や講師を依頼している。
--

**【その他特記事項】**

--

## 総 評

### 地域子育て支援拠点「おおきな木」

#### <評価の高い点>

#### 1,「子育て支援拠点としての専門的な支援」

子育て支援拠点に来所する親子は、町外・道外からの移住者も少なくありません。慣れない土地に来た保護者に対して職員は、「身近な相談相手」として接しています。ともすれば孤立しがちな子育てに、それぞれの家庭環境を理解して対応しています。同時に、保護者同士も交流できるよう働きかけています。

乳幼児の発育・発達の状況によって、養育者の危険回避の介入ポイントは様々です。職員には、子ども自身が危険を察知し回避する力をつけてほしいとの思いがあります。養育・支援の専門職として、すべての危険を排除するのではなく、子どもから目を離さずに注意深く見守っている様子がうかがえました。

また、子どもへ接する時には家庭でのルールを尊重して、一方的な支援とならないように気をつけています。

相談されたセンシティブなアドバイスは、他の保護者や子どもの耳に入らないように留意しています。

コロナ禍では消毒をはじめ、乳幼児への支援においてソーシャルディスタンスは難しく、様々な難題を乗り越えてきました。そのような中でも、保護者と乳幼児に対して「おおきな木」ならではの特徴を活かした支援が丁寧に行われていました。

#### 2,「多彩な遊具と絵本等による発達の促し」

現在の子育て支援拠点は一軒家で運営されています。部屋は「のびのびルーム」「おしゃべりルーム」「のんびりルーム」「わくわくルーム」と名前が付けられ、それぞれ用途を決めメリハリのある遊びができるようになっています。

拠点の豊富な知識と保護者や乳幼児の要望を踏まえて、月に一度のイベント企画や、毎月数冊購入する絵本を選定しています。絵本等の図書コーナーは、月に2回、地域に開放し、町民への貸し出しを行っています。

室内滑り台、大型ブロックなどもあり、家庭では用意できない多彩な品揃えです。特に木工玩具では、音の出る太鼓、木琴、カスタネット、ハーブ等で、つまむ、つかむ、たたく、引っばる、落とすなど手全体や指先を使って遊べます。

また、子どもの目線や手の届くところに玩具を置いて、好奇心を引くようにしています。子どもの発達過程や興味、関心に応じて探索活動ができるように玩具が配置され、子どもの多様な遊びから発達を促しています。

### 3,「仁木町と共に、子ども子育ての地域ニーズから福祉サービスへ」

地域子育て支援拠点の管理者は、同法人の隣接する保育園園長として仁木町が主催する各種の地域の子どもに関する会議に出席しています。「仁木町子ども・子育て会議」「仁木町の子どもを健やかに育てる制度指導連絡協議会」「仁木町特別支援教育連携協議会」「仁木町交通安全推進委員会」等です。

管理者は拠点に限らず保育園を含めて、日常的に子どもの保護者から要望・意見を聞いており、会議の席で発言しています。内容は生活に根差した事柄が多く、より身近な子どもと保護者にまつわる地域事情が自ずと把握されています。把握された内容は、会議の席で発言されることで、直接に、町の子育て支援制度のたたき台となることでしょう。乳幼児から小中学生、十代の子どもまでの町の福祉サービス体系に生きる礎となります。

#### <質の向上のために求められる点>

#### 1,「マニュアル・記録の整備から人材育成へ」

日々の実施記録や活動内容については日誌として記録されています。しかし、来所した乳幼児の成長が読み取れる個人記録はありません。現在はベテランの職員が一人で業務にあたっています。子どもの成長を記録しておくことや、子どもの特性や能力に応じてどのような支援が必要で有効であったか、また、家庭ごとに抱えている問題やその相談の対応記録は、組織として重要な財産です。

今後、拠点の拡充後に他の職員が業務に就いても、サービスの質を同様に担保するには、現在の支援のノウハウをマニュアル化し、支援内容を記録することが望まれます。

#### 2,「中長期的ビジョンを備えた研修計画の立案と経験値・暗黙知の伝達」

子育て支援拠点の職員配置は実質1名です。保育園と同様の研修体制とはいきません。拠点には拠点の職員として必要なスキル等があります。例として、「子育てひろば全国連絡協議会」には初級から経験者まで幅広く講習会が設けられ、子育てに関する調査研究図書を紹介があります。既存の枠組みを活用して、今後の拠点職員の教育に活かせるように、研修の基本方針を定め計画立案していくことが望まれます。

これまでは、現任の専従スタッフの経験値と暗黙知と高いスキルに支えられて運営が任されてきました。今後は現在の職員の支援技術やスキルを維持・向上・伝達を考えて、学びの機会確保を組織的に図ることも望まれます。

### 3, 「町役場と連携した苦情解決体制の整備」

子育て支援拠点では、子育ての悩みや不安など保護者とのかかわりの中で気がねなく相談できるよう心がけています。

苦情の申し出については、町役場で受付、対応を行うことになっています。しかし、町役場で受付、対応していることへの文書や苦情解決について掲示されていません。社会福祉法 82 条では苦情の適切な解決に努めることが求められています。

拠点として町から業務の一部委託されているとしても、苦情解決に関しては周知と理解の促進、申し出しやすい配慮等に努めなければなりません。今後は、苦情解決の仕組みを町役場と連携して確立していくことが望まれます。

### 4, 「予防型支援のためのアウトリーチと町との協働」

現在の子育て支援拠点は、一軒家を改装して家庭的な雰囲気で作る保護者と乳幼児が寛ぎながら過ごせます。サービス提供の周知には、毎月の行事予定表を町内の新聞折込みに入れるなどして利用促進をしています。職員は、保護者から要望の聴き取りを行い、毎月のイベントや絵本購入などに活かしています。

こうした来所利用の親子の支援が充実している一方で、利用へ踏み切れない家庭があります。例えば、共働きまたはひとり親家庭、保護者の心身の不調、子どもの発達上の課題等で外出が阻まれている場合があります。支援を必要とされる家庭への働きかけを行政と共に積極的に行うアウトリーチが必要です。子育てのニーズ把握と利用促進により、現状より更に、子育ての孤立防止や虐待などのリスク軽減にもつながることは、拠点の事業目的に叶います。

既に町では「仁木町子育て支援拠点施設整備計画」が進捗し、「第 2 期仁木町子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図られます。現在の拠点は、新築される複合施設への移転が決まっています。複合施設には、子育て支援拠点の他、児童館・保育園・放課後児童クラブが入ります。乳幼児から思春期までの連続した支援がモデルともなる複合施設を牽引する予防型支援にも期待します。



## 評価細目の第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	c	理念・基本方針に、子育て支援拠点の4つの事業と1つの貢献事業を挙げている。理念は事業所の使命・役割を反映し、これにもとづくサービス提供に関する基本方針が明文化されることが望まれる。職員と利用者である子どもの保護者には、子育て支援の事業内容からは理解されている。しかし事業内容を文書化したものは理念・基本方針とは言い難い。事業所の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示すように明文化することが望まれる。

#### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	子育て支援拠点として、「仁木町子育て支援拠点施設整備計画」に沿って運営にあっている。仁木町とのやり取りから、子どもが生まれた段階で月齢を把握している。町の子育て状況の要望等は令和元年からの調査結果があり、分析されている。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	2023年3月現在の子育て支援拠点は、法人が所有する一軒家を改装して使用している。アットホームな雰囲気でも好評な口コミにより町外の親子連れまでが多く来訪した時期もあった。利用料は無料だが原則、町民となっている。少子化ではあるがニーズは高く、開所日を月曜から金曜に増やした。良質な玩具を揃え、毎月新刊図書を購入、貸出も行っている。専任職員1名と保育園で兼務する職員、保育園の園長が管理している。現在を含めた今後のスタッフの拡充に関しては具体的なビジョンを示した計画がない。現在の専任職員のスキルを文書化して人材育成を図るなどの具体的な課題着手を期待したい。

#### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	仁木町「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に連動した「仁木町子育て支援拠点施設整備計画」に沿った中長期的ビジョンが管理者からは窺える。但し、事業所としての中・長期計画としては書面化されていない。複合施設に移転予定の設計図に子育て支援拠点の区割りまでがある。これを機に、中・長期的な子育て支援拠点として明確にした計画の立案が望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	単年度の事業計画はある。しかし、中・長期計画がないため単年度計画へ反映することはできない。また、第三者評価はPDCAの連続経過した仕組みを評価するので、毎年度、同様な記載内容では評価の実施が困難である。このため、今後は、計画内容を数値化するなど定量的な分析によって、評価可能な単年度計画の立案が望まれる。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	単年度の事業計画の策定は、職員数が少ないので日々のミーティングで詳細とポイントが語られ合議されることで成り立っている。事業計画の評価と見直しに関しては、上記項目にて計画立案の刷新を図った後に、関係する職員全員の意見を求めて理解されることが期待される。

7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	単年度の事業計画の根幹たる内容は要覧に記載があり、ホームページでは事業内容として閲覧することができる。また、利用者である保護者等に要覧が配付され、来所の際に事業内容であるサービスについて説明を受けている。しかし、事業の計画と内容は全くの同様ではない。事業計画立案の刷新後には、単に事業内容の記載だけではない事業計画としての周知と理解を保護者等に促すことが期待される。
---	-------------------------------------	---	---

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c	子育て支援拠点における保護者への支援は、主に専従職員の力量に任せられ、多忙時に応援する同法人保育園職員の派遣と管理者の裁量によって保たれてきた。少数精鋭が組織的に機能したとも言えなくもないが、本項目は、大きな仕組みのPDCAが問われる。子育て支援拠点での採用には「子育て経験のある職員」と認識されているが、現状での属人性に頼らない組織として子育て支援の質の向上にむけた方策が望まれる。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	訪問調査時には、保育園で実施したような自己評価チェックシートの導入を検討している段階であった。現在、有効に機能している子育て支援拠点のノウハウを複数の支援者で共有できるように組織化してことが望まれる。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	「Jアラート等緊急事態対応マニュアル」「原子力災害対応マニュアル」「非常災害対策計画」の組織図に、自衛消防隊長と災害対策本部長を兼務して、子育て支援拠点のみならず、保育園の指揮も取っている。有事に際しては、子育て支援拠点の専任職員と園長及び保育園の主任が同時刻に不在にならないように勤務表作成に留意しているが、現実的には、災害時には管理者不在が想定される。子育て支援拠点は、保護者が子どもを連れて来所しており、災害時は各々での避難を原則としている。保護者が乳児・幼児・双生児といった複数の子どもを連れての来所もありうる。こうした場合の避難についても具体的にシュミレートしておくことで、管理者の不在時の権限移譲を明確化しておくことが期待される。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	事業所の運営に関しては、町の子育て支援拠点として法令遵守に努めている。但し、福祉サービスを提供する事業所として欠かせない権利擁護等の研修は、コロナ禍といえ未実施である。職員の職務経歴を問わず、何らかの研修を期待したい。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	子育て支援の場は、一軒家の造りからくる家庭的な雰囲気を活かした玩具と絵本を中心とした図書を揃えている。コロナ禍で中止が続いたが、子育てに関連する講座を開催、多彩な講師を招いた。来所する保護者の相談にはベテランの職員を配置し、混雑時には同法人の保育園から職員を応援に呼んでいる。子育て支援拠点の配置基準としては十分ではある。しかし、現在の職員の支援力の維持向上のためには、研修の具体的な企画にも期待したい。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	拠点の経営に関しては、法人の所有していた一軒家を改装、活用している。同じ子育て支援を事業としているNPO法人からは理想的な支援環境と言われている。職員は児童養護や介護の施設勤務のある経験豊かな有資格者である。来所人数が多い時は、同法人の保育園から応援の職員が派遣される。仁木町が進める子育て支援計画に応じて複合施設への移転準備を進めているところである。子育て支援拠点としての将来と継続性、経営資源を有効活用して運営している。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	拠点としての人員配置は、専任職員と補助職員、管理者が保育園園長を兼務して現状では十分な支援サービスを提供している。しかし、現在の高い支援力を確保・維持するための具体的な計画には至っていない。管理者は、将来の子育て支援拠点が複合施設に入って体制の拡充が求められることから、次の専任職員養成の必要性を自覚している。新規雇用か現任職員からの育成も含めて、具体的な人材育成と体制の計画が望まれる。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	拠点としての人事管理は、保育園園長を兼務する管理者が一体的に行っている。人事考課制度はなく、個別の職員面談を記録を残して実施はしていない。職員数が少ないことを最大の利点とて、毎日のミーティングにおいて全てが完結されている。尚、法人には、一般事業主行動計画（女性活躍推進法）がホームページに掲載されている。法人が運営する事業所には高齢者施設が多い。正規職員が少ない児童福祉施設においても適用されるような職員周知や、女性管理職の抜擢等にも期待したい。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	現状の勤務では、専任職員は拠点に常勤し、補助職員は近隣の保育園で兼務している。管理者は保育園園長を兼務して、拠点業務もサポート・管理している。働きやすい職場として日常的なミーティングにより職員の意向を汲んでいる。但し、実質的な会議録やサポート体制を現した文書はない。今後は、子育て支援拠点の拡充も視野に入れた会議録と面談記録にもとづいた職場づくりにも期待したい。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	保育園と子育て支援拠点は近隣にあり一体的に管理されている。保育園職員は2022年度に保育士として自己評価チェックリストを実施した。拠点においては、まだ未実施である。子育て支援拠点の職員が使用できる自己評価チェックリストの検討はされていた。チェックリスト自己評価の実施後は、結果を参照して職員の個別育成のための目標管理が望まれる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	子育て支援拠点の職員は実質1名であり、保育園の研修と全く同様とはいかない。拠点には拠点の職員として必要なスキル等がある。例として、「子育てひろば全国連絡協議会」には初級から経験者まで幅広く講習会が設けられ、子育てに関する調査研究図書の紹介がある。このような既存の枠組みを活用して、今後の拠点職員の教育に活かせるように、研修の基本方針を定めて計画立案していくことが望まれる。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	c	子育て支援拠点としての職員への教育・研修の機会は組織として確保されているとはいえない。現任の専任職員の経験値と暗黙知と高いスキルに支えられて運営が任されてきた。今後は現在の職員の支援技術やスキルを維持・向上・伝達を考えて、学びの機会確保を組織的に図ることが望まれる。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	仁木町における子育て支援拠点施設を含めた「地域子育て支援拠点施設整備構想」では、子育て支援拠点として、支援機能役割の拡大や支援スタッフの確保などの展開を推進している。そのため福祉の人材を育成することは、一層重要となってきた。拠点では、実習生の受け入れは行っていないが、福祉サービスに関わる専門職の研修・育成への協力は福祉施設の社会的責務の一つとなっている。今後は、実習生受け入れの体制を整えて、受け入れに備えておくことが望まれる。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人ホームページに情報公開のページが設けられ、法人の予算決算書などの他に、保育園と共に、子育て支援拠点の事業計画・事業報告が掲載されている。子育て支援拠点の事故報告と苦情相談は、ゼロ件である。高齢者施設の対応結果は載っているが、子育て支援拠点と保育園に関しては、法人の事業報告書ページを開かなければ見つけられず見逃しやすい。尚、苦情を公開するだけではなく、拠点が提供しているサービスの状況を提示していくことも重要である。例として、年度で頻度の高かった子育て相談と回答を公開することが来所できない保護者への支援となる可能性もある。ホームページとブログ発信の手法を持っているので今後の工夫にも期待したい。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	法人の規定に基づいて、子育て支援拠点で行っている会計業務は、年4回の内部監査によりチェックされている。また、法人本部では、拠点も含めた内部監査が行なわれている。外部監査に関しては、法人として実施していない。社会福祉法人は、法人の規模に関わらず、公正性と透明性を確保することが求められる。今後は、説明責任を果たす観点から、会計などの専門家を活用することが期待される。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	毎月のイベントには、道内の著名な講師を招いての講演会もあり、地域住民にも好評であった。コロナ禍では拠点自体の休止が続くことがあり、保護者等子どもを交えた地域交流も兼ねたイベントは絶えていた。地元の町内会活動への参加はあっても、来所する親子との交流とまではなっていない。拠点場所が一軒家で手狭であったこと等の制約があった。町は、子ども子育て支援事業を乳幼児から保育園・幼稚園、小中高生へと連続した健全育成を計画している。拠点も地域社会の一員として社会的役割を果たすために、自ら社会資源として相互交流の促進に努めることが期待される。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	拠点のある一軒家では、地域住民とは花壇に植える種を譲り受け、一緒に蒔いたり日常的な声かけ等の交流がある。但し、ボランティアの受け入れの関係書面がないため、本項目の判断基準となる基本姿勢の明示は確認できなかった。子育て支援拠点は、世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし地域交流の場ともなる。今後は、ボランティアの受け入れの基本姿勢を明示して体制を整えておくことが望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	子育て支援拠点として必要な関係機関の連絡先は一覧として用意されている。主な連携先の第一には町役場の地域住民課が窓口となり、案件により保健師等へとつながる。子どもが保育園へ入所することが多く、受け入れは円滑である。拠点機能として、保護者の育児不安などのSOSをキャッチしている。現在の拠点では、直接に連携のための情報提供やネットワーク機能までは業務に求められていない。相談内容によって窓口である役場へつないでいる。このため職員側に連携機関の理解や連絡先があっても、これを体系的にリスト化まではしていない。今後、拠点機能に相談援助の質としてソーシャルワークが求められることを見越せば、連携先を体系的に把握しておくことが期待される。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	管理者は、保育園園長として仁木町が主催する各種の地域の子どもに関する会議に出席している。日常的に子どもの保護者から要望・意見を聞いており、折をみて会議の席で発言している。内容は生活に根差した微細にわたる事柄が多いものの、より身近な子どもと保護者にまつわる地域事情が把握されている。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	法人内には多数の高齢者施設と2つの児童養護施設、1つの保育園と子育て支援拠点がある。令和4年4月1日現在の現況報告書には、地域子育て支援拠点として絵本などの図書貸し出しを挙げている。毎月、開催されていたイベント、講習会は町内会に折込チラシが入り、子どもと保護者以外でも関心のある地域住民の受け入れも可としていた。コロナ収束後は、子育て支援を起点とした町の活性化の起爆剤としてイベントが再開されることが期待される。
----	---	---	--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	専任職員（1名）は、余市町の人権擁護委員を任命されている。その経験を活かし親子、親同士の交流を見守り保護者との会話の中で子育てに関する相談など対応している。利用者尊重や基本的人権への配慮については、職員の属人性に任されている。本項目の判断基準ともなる、利用者を尊重した福祉サービスに係る基本姿勢の明示が確認できなかった。今後は基本姿勢を明示すると共に、後進育成のためにも、組織として人権擁護等の研修を実施することを期待する。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	おむつ交換やおもらしをした時の着替え、授乳等はプライバシーに配慮した場所の提供している。保護者の相談には、部屋を替えるなどしている。このようなプライバシー保護に関することは、場面に応じて保護者に伝えている。しかし、保護者のプライバシー保護に関するマニュアルは整備していないため、子育て支援拠点でプライバシーに配慮している工夫をマニュアルへ記載して整えていくことを期待する。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	ホームページ、要覧では、室内や活動の様子を写真や平面図で紹介している。施設利用がはじめての親子には、遊具の場所や「のんびりルーム」「のびのびルーム」「おしゃべりルーム」授乳室、絵本コーナー、砂場のある「わくわくルーム」での遊び方を説明している。パンフレットは町役場に置いてあるが、アンケート結果には「子育て支援拠点を知らなかった。」という保護者の声もある。今後、仁木町住民課や保健師と密に連携して、母子父子手帳交付・出産届・乳児健診等の機会に、拠点を更に周知していくことを期待する。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービスの開始時は、遊びや活動、行事等、しおりを用いて内容をくわしく説明している。利用登録時には、家族構成を聞き、親子の写真を撮影して同意を得ている。配慮が必要な保護者については、保護者の話を聞いたうえで管理者を通し町の住民課や保健師につなげて対応している。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	評価外	子育て支援拠点という事業の特性上、サービスの変更や継続性が想定しづらい。このため児童館・放課後児童健全育成事業と同様の評価外とする。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	第三者評価のアンケート結果を活かし、開所日・イベント等の掲示、保育園行事への参加募集等は、保護者の目につきやすい玄関に拡大掲示した。保護者からの「月に1度土曜日に開けてほしい」「お昼も利用できるようにしてほしい」といった要望は、町役場と相談し検討していることを説明している。また、子育て親子同士の交流を求めていることから利用者数が増えるように「おおきな木」を知ってもらいたいとの要望もある。このような意見や要望等は町役場を通して対応することになっているが、保護者側の視点に立って把握、改善していくために、アンケート調査、把握、改善等の流れを整備していくことを期待する。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c 苦情については、町役場で受付、対応等を行っている。申し出があった場合は拠点担当職員、園長、町役場への流れになっている。苦情については、町役場で受付を行っていることを保護者に口頭で伝えている。しかし、苦情解決の仕組みについての掲示や意見箱の設置はされていないため苦情が言えない保護者への対策が取られていない。保護者が苦情を申し出しやすくするためには、子育て支援拠点として苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備することを期待する。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a 第三者評価アンケートでは、保育園入園時の相談や疑問に思ったこと、不安等親身になって話を聞いてくれて心強いなど保護者から寄せられている。日頃より保護者が何でも話しやすいように、職員からきかけとなる言葉をかけている。また、保護者が相談をしやすいうに職員が部屋を意図的に移動を促して、意見を述べやすい配慮をしている。専従職員が1名のため保護者の相談は、子どもに目が届くよう距離を図って対応している。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 保護者からの相談や意見に対しては、子どもの発育や医学的問題の事案等は保護者に説明してすぐ対応できるよう町役場につなげている。寝つきがよくない子ども、トイレトレーニングなど育児の不安や悩みについては、職員が相談にのって対応している。相談内容により関係機関の情報提供を行い町役場と連携し支援している。専従職員が1名のため、このような手順や対応方法についてどの職員が入っても対応できるように対応マニュアルを作成していくことを期待する。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b 発達段階に応じて子どもの手の届く場所に玩具を入れ替え安全に配慮している。子どもの予測できる行動は見守り、目を離さないようにしている。家庭と同じ環境になるように棚の角に補助パットをつけるのはやめている。子どもが角でケガをしないよう、大人が手を添えている。こうすることで、子どもが育ちに応じて危険を察知する力をつけられるように支援している。保護者の意見も聞き入れて危険個所に対応している。しかし、ヒヤリハットの事例収集等は十分ではない。今後、ヒヤリハットを分析して、事例が事故等の再発防止につなげていくことを期待する。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b 感染症予防については、玩具の消毒はもとより、砂場の砂をシーズンはじめに消毒している。保護者への感染情報等は流行の都度、玄関に掲示しており、子育て講習会でも取り上げている。室内には、ノロウイルス感染症発生と嘔吐時に備えて「対応セット」を用意している。法人による「感染症の予防と対応マニュアル」にそって対応できるような書類で確認している。今後は、緊急時には反射的に体が動くよう、定期的に実地訓練を行っておくことを期待する。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	c 各部屋の玩具と絵本の棚は転倒防止具を付けている。子育て支援拠点として食料の備蓄までは行っていない。本項目は、大規模災害も含めた対応を求めている。このため豪雪・豪雨といった一時的な帰宅困難を想定した対策は必要である。非常災害対策計画（災害時の避難先、避難方法、ルート等）を定めている。しかし、地震、火災等の実施訓練は行われていない。拠点として、常駐している職員は1名であり、管理者は保育園を兼務していることを考慮した具体的な対策は必要である。拠点の利用に際しては、保護者が自分の子どもを連れて逃げるのが前提となっている。しかし、子どもは乳幼児であり、一人の保護者が複数の子どもを連れてくる場合もある。職員が1名であることも考慮して、安全確保のためには、保育園に準じた対策が望まれる。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	玩具の消毒の仕方や備品保管場所、戸締り等の業務マニュアルを作成して応援に入る職員と共有し対応している。専従職員は、子どもの発達に応じて玩具の配置やコーナー分けを工夫している。また、親が過剰に介入することなく子どもが自由に遊べるように働きかけている。子育ての悩みなど受け止め相談に応じている。このような専従職員が対応しているポイントをどの職員が入っても共有して対応できるように標準的な実施方法を書面化して整備していくことを期待する。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	業務マニュアルについては、やり方等が変更になった時はその都度見直しを行っている。しかし、定期的見直しは行っていない。現在の勤務体制が専任職員1名、交替要員として同法人に勤務する保育士が1名配置されており、複数・多人数の勤務を想定していないためである。職員数に関わらず、組織としての検証のためには、標準的な実施方法について定期的見直しが望まれる。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	c	町は、拠点に対して個別支援計画作成の求めがないためアセスメントは行われていない。しかし、「子育て支援拠点設置運営要綱の一部改正」（令和2年3月31日）においては個別支援計画策定までが望まれている。当該事業所は子育て支援拠点の実施主体である仁木町からの指示により、アセスメントから個別支援計画の策定は行っていない。今後、町役場の職員がアセスメントから支援計画策定を行う場合に備えて、拠点職員が児童福祉専門職として十分な情報提供が望まれる。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	c	上記項目と同様の理由により個別支援計画の評価・見直しは行っていない。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	c	「利用者登録」「地域子育て支援拠点事業実績報告書」等を町役場、保健師に報告し、年度更新している。子育て支援拠点 設置運営要綱の一部改正」（令和2年3月31日）においては個別支援計画策定までが望まれている。しかし、当該事業所は子育て支援拠点の実施主体である仁木町からの委託により、アセスメントから個別支援計画の策定は行っていない。このためアセスメントや計画作成に必要な記録はない。但し、職員は個人的に記録を取っている。今後は、組織として記録を残し、個別支援計画を必要とする保護者や子どもの切れ目のない支援に活かせるようにしておくことが望ましい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	保護者には、拠点利用時に取得した個人情報については、目的外利用などについて説明している。保護者も利用する調理室にパソコンが置かれていることから、職員のみがパソコンを開くシステムになっている。保護者と子どもの記録は、パソコン内に保存されるだけでなく、法人のサーバーで一括管理されている。職員は法人による「個人情報保護規定」等を遵守している。